

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 業 年 度	結 業 度	法人名	円	円	
			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除		
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計)	1		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 $(10) \times (12)$	13	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	14	
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「12」の合計)	3		当期税額控除可能額 (13)と(14)のうち少ない金額	15	
試験研究費の増加額 (1)－(3) (1) ≤ (23)又は(24)の場合は0)	4		当期税額控除可能額 (7)の金額又は(15)の金額	16	
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(4) \times \frac{5}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「29の②」)	17	
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (16)－(17)	18	
当期税額控除可能額 (5)と(6)のうち少ない金額	7	基準試験研究費の額の計算に関する明細			
		前二 年以 内 に 開 始 し た 連 結 親 法 人 事 業 年 度 の 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 を 計 算 す る 場 合	連 結 親 法 人 事 業 年 度	試験研究費の 額の合計額	当該連結親法人 事業年度の月数 (19)の連結親法人 事業年度の月数
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)		19	20	21	22
平均売上金額の10%相当額 $(8) \times \frac{10}{100}$		平 平 ・ ・	円	—	円
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(9)		平 平 ・ ・		—	
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$		平 平 ・ ・		—	
超過税額控除割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.2$		平 平 ・ ・		—	
試験研究費の額に係る税額控除		基準試験研究費の額 (22)の金額のうち最も多い金額		23	円
		基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計)		24	円

【御注意】

平成21年3月31日以前に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六の二(五)(旧別表六の二(五))を御使用ください。

別表六の二(五)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期税額控除可能額（7)の金額又は(15)の金額」¹⁶は、措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(15)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(7)の金額又は」を消して記載します。
- 3 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{(19)の連結親法人事業年度の月数}}$ ²¹」の分子には、当期の月数を、分母には「19」の連結親法人事業年度の月数を、それぞれ記載します。

なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。